

(公 印 省 略)

高齢福第 1874 号
平成21年10月16日

各市町村高齢者福祉・介護保険担当課長 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】

新型インフルエンザ対策本部による「基本的対処指針」が平成21年10月1日に改定され、同日付で厚生労働省から「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」が発出されたことに伴い、別添のとおり、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」（厚生労働省健康局結核感染症課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省老健局総務課）が発出されましたので、通知します。

社会福祉施設等の対応については、4のクラスターサーベイランスへの協力を除き、大きな変更はありませんが、対応にあたっては十分にご留意願うとともに、貴市町村にて所管する関係施設（地域密着型サービス事業所、生活支援ハウス等）に対して、通知内容を周知くださるようお願いいたします。

記

【主な変更点】

○クラスターサーベイランス体制の変更

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上（変更前2名）がインフルエンザと診断された場合、保健所に連絡すること

※県高齢者福祉課にもご連絡ください。

【担 当】

長寿・介護予防班 一丸

TEL 097-506-2688

fax 097-506-1737